

お金の話や、 クリックする前には、**必ず「さ・し・す・せ・そ！」**



だまされないための「**さ・し・す・せ・そ**」を伝授します。

「自分は大丈夫」と思っていないですか？

まずは自分を知るために心理チェックからスタート！

だまされやすさ心理チェック

あてはまる項目にチェックを入れてみましょう。

- | | | |
|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| 1 詐欺には絶対にあわない自信がある | <input checked="" type="checkbox"/> | ①②③のうち
1つでも
✓のついた人は
こちら |
| 2 どんな人にも礼儀正しくふるまう | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 3 まわりに他人をだます人はあまりいないと思う | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 4 知人から良いとすすめられると断れない | <input checked="" type="checkbox"/> | ④⑤⑥のうち
1つでも
✓のついた人は
こちら |
| 5 見栄や外間を気にして言えなくなることがある | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 6 著名人や立派な肩書がある人の話はずい信じてしまう | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 7 家族にも恥はさせない | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦⑧⑨のうち
1つでも
✓のついた人は
こちら |
| 8 しっかり者だと思われたい | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 9 高価な買い物でも自分ひとりで決める | <input checked="" type="checkbox"/> | |

◎第52回目黒区消費生活展「私たちの行動で未来が変わる！」

◎定期購入トラブルは最終確認画面を要チェック

目黒区消費生活センター

平日 9:30～16:30 (受付は16:00まで)

相談
専用

TEL 03-3711-1140



消費生活で困ったときはすぐ相談！

目黒区消費生活センター



お金の話や、
クリックする前には、



必ず「さ・し・す・せ・そ！」

立正大学心理学部教授 西田公昭

あなたは、詐欺被害は他人事で、
自分だけは大丈夫だと思っている
ようです。

実はそんな人にこそ被害者が多いのです。
詐欺は簡単に見抜けません。
常に謙虚な気持ちで、自分の判断を
疑う心構えを持ちましょう。

あなたは、詐欺師に付け込まれ
やすいようです。

うまい話には裏があります。
良い人かどうかは見かけでは
分かりません。
相手の話に乗せられないよう、
きっぱりと断る練習をしておきましょう。

あなたは、人に相談することが
苦手なようです。

どんなに自信のある人でも、
判断を誤ることがあります。
日頃から気兼ねなく相談できる人
を見つけておきましょう。
公的な相談窓口の連絡先も
確認しておきましょう。

それぞれの
警戒レベルは…

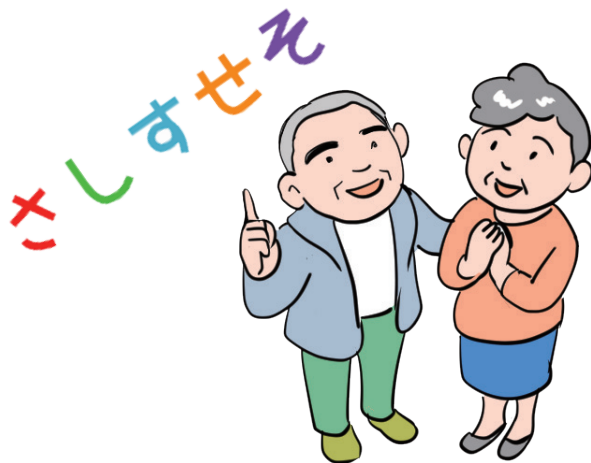
- ✓ 3つで「とても」危険
- ✓ 2つで「かなり」危険
- ✓ 1つで「少し」危険

↑
高
警戒レベル

令和5年6月に立正大学心理学部教授 西田公昭
氏を招き開催した消費生活講座「だましの手口を
知って悪質商法から身を守る」の内容をまとめま
した。

詐欺・悪質商法の心理学研究の第一人者から被
害にあわないための秘訣を学んでいきましょう。

✓ チェックはいくつ付きましたか？



おいしい料理の秘訣に「さしすせそ」があ
りますね。これに真似て、詐欺や悪質商法の
被害にあわない心理対策をお伝えします。

まずはサッと切り替えるの「さ」です。誰
でも頭をフル回転させながら行動するのは
かなり疲れるので、なるべく早く場に慣れて、
「省エネモードの運転」をしようとする習性
があります。ですから、詐欺や悪質商法対策
でも、四六時中ずっと警戒するのは無理で、
意識の切り替えが必要です。つまり、日常に
ボーっとすることは人間として仕方ないの
ですが、お金や個人情報絡むときには、たと
え何度も経験した契約やどんなに見慣れた
パソコンやスマホの画面でも、必ず思考を切
り替えて対応する訓練をしましょう。

そして、そのまま警戒する気持ちで、しっかりと調べるの「し」です。時間、労力、経験、費用などが発生するかもしれませんが、面倒がったり、惜しんだりしないように心掛けなさいといけません。売り手は本当に信用できる人や店なのか、契約書類の内容や金額におかしいところは少しもないか、慎重に確認します。またネット上では、偽のサイトやメールでないか、URLを確かめたり、電話番号や住所など問い合わせ先がきちんとあるのかなど、店名や商品名で検索を試みましょう。どこか腑に落ちない話だと思ふ気持ちが残ったなら、買いたい気持ちをしっかり抑える訓練も大事です。

次はスパッと売り手の手口を見抜くの「す」です。これは日ごろから新しい詐欺や悪質商法についての情報収集や、勉強して知識を身につけておかないとできない対策です。私たちは、次々と生まれる新しいだましの手口にさらされているわけではありますが、「ヒヤリ」とか「ハッ」とするべき場面は依然として変わっていないようです。無料や激安、絶対に儲かるなどの都合の良い話ばかりで弱点やリスクを覆い隠し、特別や限定などで無駄に高められる「希少価値」、凄い人や有名人を勝手に宣伝に使って頼らせようとする「権威づけ」、売りつける目的を隠しやたらに親切で恩を着せて申し訳なくさせる「負債感情」などがよく使われていますので、何度もそんな場面をイメージして自制する方法を訓練しておくといいでしょう。

そして、精一杯、揺さぶられた感情を抑え込むの「せ」です。悪質な業者は、不安や恐怖、甘い誘惑、虚栄心、同情心、罪悪感、焦燥感といった感情を誘導し、消費者の都合を無視して合理的な判断を失わせようとします。

何か商品を買う時や契約をするときに、このような感情にある自分を感じたら、すぐにその消費や契約の場を離れて逃げるべきです。逃げるのは恥だとか格好悪いと思う人はいるかもしれませんが、見栄を捨てるのが最も手っ取り早く冷静になる方法なのです。

最後の「そ」は、そく（即）相談です。百戦錬磨の詐欺師や悪質業者を相手にして単独で立ち向かうのは、思うほど簡単ではありません。冷静に判断したつもりでも、誰でも知らずと危険な判断をしていることはあるものです。ですから、お金を支払う決定を下す前に、あるいはスマホやパソコン画面の指示に従ってクリックする前に、誰かに相談してみる事は「最後の砦」となります。また相談しようと話を整理している間に、冷静に戻れて、話のおかしなところに気づくことにもつながります。



相談するのにもっとも適切なのは、公的機関である区（や市）の消費生活センターです。被害にあってからの相談ばかりではなく、あなたからの問い合わせ情報が、自身の被害を未然に防ぐことにもなりますし、さらには多くの他の消費者の方々の身を被害から守ることにつながるのです。

【相談窓口】

- 目黒区消費生活センター
相談専用 **03-3711-1140**
- 消費者ホットライン **188**





消費生活センターからのお知らせ

第52回目黒区消費生活展「私たちの行動で未来が変わる！」

消費者グループ等によるパネル展示と映画上映会に加え、今年は「てづくりマーケット」を再開します。映画上映の日には、お菓子の販売、11/5(日)は野菜の販売と「てづくりマーケット」を開催します。パネルを観て、食の安全・環境など身近な暮らしの問題について考えてみませんか？ 開催期間中の13時から15時は、実行委員会スタッフがいます。

主催：目黒区消費生活展 実行委員会

パネル展示

期間：10/23(月)～11/5(日) ※土日祝日を除く。11/5は開催、9時～17時(ご入場は16時30分まで)、場所：消費生活センター

パネル展示のテーマ	団体名
昆虫食・培養肉・代替肉 あなたは食べますか？	目黒区消費者グループ連絡会
未来を変える！ 私たちの消費	23区南生活クラブ生協 まち目黒
子どもたちの心と身体の健やかな成長のために～くらしの中に手作りのものを～	平塚幼稚園 くらしを守る会
プラスチックフリー生活	生協バルシステム東京 目黒連絡会
永遠の化学物質「PFAS(ピーファス)」とは???	お母さんの勉強会「虹」
温暖化防止も「買い物ルール」で	めぐろ買い物ルールを広める会
エコ大そうじ大作戦!!	エコライフめぐろ推進協会
くらしを守る計量制度	東京都生活文化スポーツ局計量検定所
できることから取り入れてみよう！ エシカル消費	目黒区消費生活センター

映画上映会 (事前申込制)

開催日：10/26(木)・11/5(日)

場所：消費生活センター

題名：

「いただきます2

ここは、発酵の楽園」

「甘いバナナの苦い現実」

詳しくは消費生活展実行委員会のホームページをご覧ください。どうか、消費生活センターへお問い合わせください。



はい！ 消費生活相談です

定期購入トラブルは 最終確認画面を要チェック

Q 「高級化粧品が激安セール中」というネット広告をクリックし、移動した通販サイトから化粧品を購入した。一回限りの購入のつもりだったが、翌月にも商品が送られてきて高額な代金を請求された。通販サイトを確認してみたら定期購入の記載があったが、自分が見たときはそのような記載は見当たらなかったと思う。

A 最終確認画面(*)に定期購入の記載があったかがポイントになります。契約時の最終確認画面に定期購入について記載がなかったり、定期購入ではないと誤認させるような表示があれば、契約の取り消しができる場合があります。

※インターネット通信販売で申込みボタンを押して契約を確定する直前に、申込み内容(契約内容)に間違いがないかどうかを確認するための表示画面



めぐニャンからの アドバイス

「インターネット通販で一回限りのつもりで購入したら定期購入の契約だった」といったトラブルの相談が多数寄せられています。

特定商取引法が改正(令和4年6月1日施行)されて、最終確認画面でも各回の分量や代金、請求時期や発送時期を明示し、返品や解約の連絡方法・連絡先や条件などを分かりやすく表示することが義務付けられました。定期購入の記載がなかったり、誤認させるような表示をしたりすることで、消費者が誤認して申し込んだ場合、契約の取り消しができる規定が創設されています。

記載の不備があった場合には、後でそれを証明するために、最終確認画面はスクリーンショット画像などで記録しておくといいでしょう。

契約内容が思っていたものと違っていても、最終確認画面などに記載があれば、解約や返金を受けることは困難です。契約の際は、意に沿わない契約事項がないかよく確認してください。通常価格より極端に安い場合は、特に注意が必要です。

インターネット通販はクーリング・オフができないので、よく考えてから購入を決めましょう。

シグナル120号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

目黒区消費生活センター

(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

発行 〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL：03-3711-1133 FAX：03-3711-5297

目黒区 消費生活 🔍 検索

メールマガジンを
配信しています。

